

京都市上下水道局管理規程第22号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第16条中「に1,000円未満」を「を計算する場合において、その額に1円未満」に、「1,000円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係規程の一部改正)

3 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日京都市上下水道企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条の規定」を「第3条第1項から第4項まで及び第6項の規定」に改め、「よる退職手当の額」の右に「(当該退職手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

附則第3項各号列記以外の部分中「第3条の規定」を「第3条第1項から第4項

まで及び第6項の規定」に改め、「支給すべき退職手当の額」の右に「(当該退職手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(上下水道局総務部職員課)